



別紙1

30教教人第17号
平成31年1月16日

各都道府県教育委員会教員免許事務主管課長 殿

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長
柳澤好治

免許状更新講習を修了していない者に対する臨時免許状の授与について（通知）

教員免許更新制は、教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りをもって教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目的とする制度であり、普通免許状又は特別免許状を有し、教育職員として勤務する者は、免許状の有効期限又は修了確認期限までに免許状更新講習を修了することが必要です。

これに関し、保有する普通免許状又は特別免許状の有効期限又は修了確認期限までに免許状更新講習を修了していない者（以下「未更新者」という。）について、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第6項の規定に基づいて臨時免許状の授与を受け、教育職員として勤務することが妨げられるものではありません。

ただし、臨時免許状の授与については、厳に当該免許状の趣旨に則ったものに対して行うこととし、安易な授与は行わないよう、これまでにも文部科学省から各都道府県教育委員会に対してお願いしてきたところであり、教員免許更新制の趣旨を踏まえれば、未更新者に対して臨時免許状を授与し、教育職員として勤務させることは、やむを得ない場合に限られるものと考えられます。

これらの点を踏まえ、未更新者に対して臨時免許状の授与を行う場合には、下記の点に留意の上、各都道府県教育委員会において慎重に審査を行うようお願いします。

なお、本通知に基づく未更新者に対する臨時免許状の授与件数については、次年度以降の免許状授与件数調査において、都道府県教育委員会ごとに調査・公表することを予定しています。

記

1. 未更新者に対する臨時免許状の授与の審査に当たっては、都道府県教育委員会において、次の①及び②に該当することを確認すること。

- ①当該未更新者を採用しようとする者が、とりうる手段を尽くしても他に有効な普通免許状を有する者を採用することができない場合であること

②次に掲げる事項のいずれかに該当すること

- (ア) 当該未更新者（現に教育職員として勤務している者を除く。）が、一定期間内に免許状更新講習を修了する見込みがあること
- (イ) 当該未更新者が、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4、第28条の5又は第28条の6の規定に基づく定年退職者等の再任用又はこれに類する形態で採用される者（常勤、非常勤は問わない）であって、従前の勤務実績等に照らして、最新の知識技能を十分に有していると認められるものであること

2. 都道府県教育委員会において、1. の各事項の審査を行う場合には、次の点を踏まえて行うこと。

- ①「とりうる手段を尽くしても他に有効な普通免許状を有する者を採用することができない場合であること」について、当該未更新者を採用しようとする者による具体的な説明を求めること
- ②当該未更新者に対する教育職員検定において、1. ②(ア) 又は(イ)の事項に確実に該当することを確認するために、それぞれの事項について、例えば、次のような点に留意して審査を行うこと
- (ア) 当該未更新者が、免許状更新講習の受講の申し込みを行っていること又は一定期間内に受講する計画を示していること、当該未更新者を採用しようとする者が一定期間内に当該者に免許状更新講習を受講させる計画を示していること、その他当該未更新者が一定期間内に免許状更新講習を修了する見込みが具体的に示されていること
- (イ) 当該未更新者が、教育職員免許法施行規則第61条の4に規定する者であったことその他当該者の従前の職務、経歴又は最近の研修の状況、当該者が良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明等を確認すること

3. 1. ②(ア)に該当することをもって未更新者に対する臨時免許状の授与を行う場合、当該未更新者が免許状更新講習を修了した場合は当該未更新者を採用しようとする者に対して、速やかに都道府県教育委員会に報告すること。

4. 過去に1. による審査を行って臨時免許状の授与を受けたことのある者に対し、再度1. による審査を行って臨時免許状の授与を行う場合には、より慎重な審査を行うこと。

(本件担当)

文部科学省総合教育政策局

教育人材政策課教員免許企画室免許係

Tel : 03-5253-4111 (内線 3969)

Fax : 03-6734-3742